

札幌医科大学医学部教員選考規程（平成19年4月1日規程第52号）

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 教員の資格（第3条～第7条）

第3章 選考の方法

第1節 教授（第8条～第15条）

第2節 准教授及び講師（第16条～第24条）

第3節 助教及び助手（第25条）

第4章 雑則（第26条～第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、北海道公立大学法人札幌医科大学職員任免規程（平成19年規程第16号）第5条第2項及び第8条第2項の規定に基づき、札幌医科大学医学部の教授、准教授、講師（非常勤講師を除く。以下同じ。）、助教及び助手（以下「教員」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

（求める教員像）

第1条の2 求める教員像は、札幌医科大学の掲げる建学の精神と理念を理解し、高い倫理観を持って、医学部の目的である人間性豊かな医療人を育成し、地域医療に貢献できる者であって、国際的かつ先端的な研究を推進する能力、国際的かつ学際的な視野に立って医学部の運営に貢献する意欲、教員の社会的責任の自覚及び広く社会に貢献する意欲を有する者とする。

（教員選考の審議）

第2条 学長は、次の各号の一に該当する場合には、教育研究評議会の議を経た上で、教員の選考を行う旨を、医学部長に対し通知する。

- (1) 欠員となることが確実となった場合
- (2) 欠員となった場合
- (3) 昇任の場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、新たに選考する必要の生じた場合

2 医学部長は、前項の通知を受けた場合には、医学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て教員の選考を行う。

第2章 教員の資格

（教授の資格）

第3条 教授となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。）を有し、かつ、10年以上の教歴（研究歴を含む。以下同じ。）を有する者
- (2) 研究上の業績及び教歴がそれぞれ前号の者に準ずると認められる者
- (3) 大学において教授の経歴のある者
- (4) 大学において3年以上准教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められ、かつ、10年以上の教歴を有する者

（准教授の資格）

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 前条に規定する教授となることのできる者
- (2) 大学において准教授又は専任の講師の経歴のある者
- (3) 大学において4年（臨床医学部門は5年）以上助教又はこれに準ずる教歴があり、教育研究上の能力があると認められる者
- (4) 大学院に4年以上在学した者で、教育研究上の能力があると認められる者
- (5) 研究所、試験場、調査所等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者

（講師の資格）

第5条 講師となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 第3条に規定する教授又は前条に規定する准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者

（助教の資格）

第6条 助教となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 第3条に規定する教授又は第4条に規定する准教授となることのできる者
- (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又

は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
(助手の資格)

第7条 助手となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学士の学位を有する者
(2) 前号の者に準ずる能力があると認められる者
(大学院担当教員の資格)

第8条 札幌医科大学の大学院を担当する教員となることのできる者は、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められ、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

第3章 選考の方法

第1節 教授

(選考委員会の設置)

第9条 教授会は、教授候補者選考の都度、教授候補者選考委員会(以下この節において「選考委員会」という。)を設ける。

(選考委員会の組織)

第10条 選考委員会は、次に掲げる委員7人をもって組織する。

- (1) 医学部長
(2) 附属病院長(臨床系教授選考に限る。)

ただし、医学部教授が当該職を兼務する場合に限るものとする。

- (3) 教授会において連記無記名投票により得票多数の者から順次選定され教授6人。ただし、得票が同数のため選定困難の場合は、得票同数の者につき単記無記名投票を行って決定する。

2 選考委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により定める。

3 委員は、第12条の規定により教授候補者として推薦された場合又は応募した

場合、委員を辞さなければならない。ただし、教授候補者として推薦された委員が、当該教授候補者となる意思がないことを遅滞なく委員長に申し出た場合は、この限りでない。

- 4 前項の規定により委員を辞した場合、委員長はその旨を教授会に報告し、教授会は、第1項第3号の投票により次点となった者を委員に充てる。

(選考委員会の会議等)

第11条 この規程及びこの規程に基づく細則に定めるもののほか、選考委員会の会議、運営等について必要な事項は、その都度、選考委員会が決定する。

(候補者の募集)

第12条 教授候補者の募集は、次の各号によるものとする。

- (1) 選考委員会は、他大学及び機関等の当該分野の教授等に候補者の推薦を依頼する。
- (2) 教員（専任の者に限る。）は、選考委員会の依頼に基づき次により候補者の推薦を行うことができる。
 - ア 当該分野担当の教授は5人以内
 - イ 学長並びに前号以外の教授は3人以内
 - ウ 当該分野の准教授及び講師は2人以内
- (3) 選考委員会は、広く候補者を公募することができる。

(選考委員会の選考)

第13条 選考委員会は、前条により推薦された者及び応募した者について、第3条の規定に基づき、教授としての資格を審査する。ただし、大学院を担当することとなる教授を選考する場合は、第8条の規定に基づき、大学院担当の教員としての資格を併せて審査するものとする。

- 2 選考委員会は、前項の審査により資格があると認めた者のうちから、教授候補者となるべき適任者（以下この節において単に「適任者」という。）3人以内を選定し、教授会に推薦する。
- 3 選考委員会の委員長は、必要に応じ、関係者を会議に出席させ意見を求めることができる。

(教授会の選考)

第14条 選考委員会の委員長は、前条第2項の規定により推薦した適任者の選考

の経緯を教授会において報告する。

- 2 教授会は、前項の報告を参考として適任者のうちから単記無記名投票を行い、有効投票の過半数の得票者を教授候補者となるべき者（以下この条において「当選者」という。）とする。
- 3 前項に該当する者がいないときは、得票多数の2人について決選投票を行い、得票多数の者を当選者とし、得票同数の場合は医学部長が決定する。ただし、白票数が有効投票の過半数の場合は、当選者はないものとし、教授会の議を経て改めて選考を行う。
- 4 選考委員会の推薦する適任者が1人の場合は、この者について適否を決める投票を行うこととし、有効投票の過半数の信任をもって当選者とする。ただし、可否同数の場合は、医学部長が決定するものとし、当選者が得られない場合は、教授会の議を経て改めて選考を行う。
- 5 第2項の投票においては、不在者投票を認めるものとする。
- 6 前項の不在者投票は、単記無記名投票とする。
- 7 第1項、第2項、第3項及び第4項の教授会は、教授会構成員（休職及び外国出張中の者を除く。）の4分の3以上の出席がなければならない。

（候補者の決定）

第15条 医学部長は、前条第2項、第3項又は第4項の規定により選考された教授候補者となるべき者を教育研究評議会に報告する。

- 2 教育研究評議会は、前項の教授候補者となるべき者について、その適否を審議する。
- 3 学長は前項の審議結果を参考として、教授候補者となるべき者を決定し、その者に対し、就任の諾否を問い合わせ、その承諾に基づき候補者を決定する。
- 4 学長は、第2項の審議結果を参考として、適任とする教授候補者がいない場合及び前項の承諾が得られない場合には、医学部長にその旨を通知し、医学部長は教授会の議を経て改めて選考を行う。

第2節 准教授及び講師

（常置選考委員会の設置）

第16条 准教授及び講師の選考を行うため准教授講師候補者選考委員会（以下この節において「常置選考委員会」という。）を置く。

(常置選考委員会の組織)

第17条 常置選考委員会は、委員7人をもって組織する。

- 2 委員は、教授会において教授のうちから7人を連記無記名投票により得票多数の者から順次選出し、この結果に基づき医学部長が命ずる。ただし、得票が同数のため選出困難の場合は、得票同数の者につき単記無記名投票を行って決定する。
- 3 常置選考委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期等)

第18条 常置選考委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することを妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。
- 3 委員は、任期満了の場合においても、新たに委員が任命されるまでは、第1項の規定にかかわらず引き続きその職務を行うものとする。

(会議)

第19条 常置選考委員会の会議は、医学部長の要請に基づき、委員長が招集する。

- 2 常置選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 常置選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決定する。
- 4 委員長は、必要に応じ、関係者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(常置選考委員会の選考)

第20条 常置選考委員会は、第4条又は第5条の規定に基づき、准教授又は講師の候補者となるべき者の資格を審査する。

- 2 常置選考委員会は、前項の規定による審査のほか、准教授又は講師として適任であるか否かを調査し、その選考を行うものとする。

(報告)

第21条 常置選考委員会の委員長は、前条による選考の結果を速やかに医学部長

に報告しなければならない。

(候補者の推薦)

第22条 准教授及び講師の候補者は、当該講座又は附属研究所を担当する教授、准教授又は講師（以下「担当教授等」という。）の推薦による。

2 医学部長は、担当教授等と協議を行った上で、前項の推薦に替えて公募を行い、准教授又は講師候補者となるべき者を選考することができる。

(選出の方法)

第23条 准教授又は講師の候補者を推薦しようとする場合、担当教授等は、その候補者となるべき者を医学部長に申し出る。

2 医学部長は、前項の規定により申出のあった候補者となるべき者及び前条第2項の規定により選考した候補者となるべき者を常置選考委員会の選考に付し、その結果に基づいて教授会に提案する。常置選考委員会の委員長は、その際選考の経過を説明するものとする。

3 教授会は、前項の規定により提案された者の適否を決定するため、無記名による投票を行い、有効投票の過半数の信任をもって候補者となるべき者とする。ただし、可否同数の場合は、医学部長が決定する。

(候補者の決定)

第24条 医学部長は、前条第3項による選考結果を学長に報告し、学長は、その結果を参考として准教授又は講師の候補者を決定する。

第3節 助教及び助手

(助教及び助手の選考)

第25条 助教及び助手候補者の選考は、担当教授等の推薦の申し出に基づき、医学部長が教授会に提案し、その承認を得て行う。

2 医学部長は、担当教授等と協議を行った上で、前項の推薦に替えて公募を行い、助教又は助手候補者となるべき者を選考することができる。

3 教授会は、前項の規定により提案された者の適否を決定するため、無記名による投票を行い、有効投票の過半数の信任をもって候補者となるべき者とする。ただし、可否同数の場合は、医学部長が決定する。

4 医学部長は、第1項及び第3項の選考結果を学長に報告し、学長は、その結果を参考として助教及び助手の候補者を決定する。

第4章 雑則

(教員の退職)

第26条 教員が退職するときは、次の各号に掲げる者を経て、医学部長が教授会に報告するものとする。

- (1) 教授の退職にあつては、医学部長。
- (2) 准教授、講師、助教及び助手の退職にあつては、担当教授等。

(規程の疑義)

第27条 この規程の施行又は解釈についての疑義は、教育研究評議会の議を経て、学長が決定するところによる。

(規程の改正)

第28条 この規程の改正は、教育研究評議会に出席した者の3分の2以上の同意がなければならない。

(庶務)

第29条 この規程施行上の庶務は、事務局において処理する。

(細則)

第30条 この規程の施行に関して必要な細則は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、施行日以後に選考を開始する教員について適用し、施行日前から選考を開始している教員の選考については、札幌医科大学医学部教員選考規程（平成2年2月19日医大総第1493号。以下「旧教員選考規程」という。）によるものとする。
- 3 この規程の施行前における助教授及び助手としての経歴は、それぞれ准教授及び助教としての経歴とみなす。
- 4 旧教員選考規程に基づき選考された者は、この規程に基づき選考されたものとみなす。この場合において、助教授として選考された者は、准教授として選考されたものとみなす。
- 5 札幌医科大学医学部助教選考規程（平成19年2月13日医大企第194号）に基づき選考された者は、この規程に基づき選考されたものとみなす。
- 6 旧教員選考規程に基づき任命された助教授講師候補者選考委員会委員は、こ

の規程に基づき任命された准教授講師候補者選考委員会委員とみなす。この場合において、その者の任期については、第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 12 月 13 日規程第 63 号）

この規程は、平成 22 年 12 月 13 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規程第 6 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 31 日規程第 14 号）

この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 30 日規程第 47 号）

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 24 日規程第 19 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。